

『桑都の杜』を核とした桑都文化体験によるインバウンド誘客事業」
実施支援業務委託
企画提案方式による業者選定実施要領

『桑都の杜』を核とした桑都文化体験によるインバウンド誘客事業」（以下「本事業」という。）は、日本遺産「桑都物語」推進協議会（以下「当協議会」という。）が、文化庁による「日本博による地域固有文化コンテンツ創出補助事業」を活用して実施する事業である。

本事業に関する業務の一部を委託するにあたり、受託予定者を選定するための企画提案を、以下のとおり募集する。

1 事業実施の前提

当協議会は、文化庁の事業である「日本博による地域固有文化コンテンツ創出補助事業」を活用し、本事業を実施するため、令和8年（2026年）7月27日付で日本博事務局に対し申請を行った。本事業は、申請内容の全部又は一部が採択された場合のみ実施する。本件は、採択を前提として当協議会から業務を委託する事業者を企画提案方式により選定するものであり、申請が不採択となった場合は、契約は締結しない。

2 事業概要

（1）目的

八王子は、養蚕や織物が盛んだったことから「桑都（そうと）」と称され、甲州道中最大の宿場町として、多様な文化を育みながら発展してきた。例えば、八王子車人形や八王子芸妓などの伝統芸能は、人々の暮らしと結びつき、脈々とその文化を伝えている。

こうした桑都ならではの文化資源を活用した体験コンテンツを創出し、国際発信を行うことにより、地域への更なる観光誘客を図るとともに、文化に収益が還元されることで文化資源の持続可能性を確保する。

（2）ターゲット

本事業において、具体的な戦略を立案する過程で、文化資源の強みやニーズを踏まえて注力すべきターゲットを詳細（国等）に特定するものであるが、現時点では、この地でしかできない体験や、ネイチャーツーリズムに価値を見出す欧米豪及び台湾のインバウンド（特に、高尾山に來訪する方、都心に中長期で宿泊する方）をメインターゲットとして想定している。

（3）取組内容

令和8年10月に開業する複合施設「桑都の杜」の「歴史・郷土ミュージアム」並びに「杜の舞台」において、桑都ならではの伝統芸能を実際に体験できるコンテンツを核に、付加価値となる飲食・買い物などを組み合わせた商品を3か年計画で造成・販売する。

(4) スケジュール

令和 8 年度：戦略策定

- ・文化資源の整理、連携構築 ・戦略、戦術の立案 ・モニターツアー
- ・戦略、戦術の確立

令和 9 年度：商品造成

- ・事業戦略を踏まえた詳細設計 ・多言語解説等の仕組整備
- ・DMC、OTA等による販売開始

令和 10 年度：販路拡大

- ・定期的なツアー実施 ・プロモーション ・商品のブラッシュアップ
- ・販売チャネルの拡大

3 業務委託の内容

別紙 1 仕様概要書のとおり。

なお、本事業は 3 か年計画で実施するものであるが、補助事業の予算が単年度で措置されるため、本委託については令和 8 年度分の業務を発注するものである。

4 契約期間

令和 8 年（2026 年）9 月から令和 9 年（2027 年）3 月まで(予定)

5 契約金額の上限額（消費税及び地方消費税を含む）

17,678,100 円

6 スケジュール

実施要領の公表	令和 8 年（2026 年）8 月 4 日（火）
質問書受付期間	令和 8 年（2026 年）8 月 4 日（火）～ 令和 8 年（2026 年）8 月 7 日（金）
参加申込受付期間	令和 8 年（2026 年）8 月 5 日（水）～ 令和 8 年（2026 年）8 月 12 日（水）
質問に対する回答送付日	令和 8 年（2026 年）8 月 10 日（月）
企画提案書等提出期限	令和 8 年（2026 年）8 月 18 日（火）
プレゼンテーション実施日	令和 8 年（2026 年）8 月 24 日（月）
選定結果の通知日（予定）	令和 8 年（2026 年）8 月 28 日（金）

7 参加資格

- (1) 八王子市指名競争入札参加者資格登録業者であること。
- (2) 歴史・文化等の地域資源を活用した商品（ツアー、体験プログラム等）の造成・販売及びインバウンド誘客に関する専門知識及び業務遂行能力を有するとともに、過去 5 年間に於いて、国、地方公共団体、その他これらに準ずる団体が発注した、インバウンドを対象とした来訪促進に係る企画及び事業の契約実績を有すること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 企画提案書等提出期限から受託予定者特定の日までの間のいずれかの日において、八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。

8 質問書の提出・回答

本事業等の内容について質疑がある場合は、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年（2026 年）8 月 7 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問は、文書（書式自由）で電子メールにより行うこと。件名等により本案件に関する問合せであることがわかるものとする。

(3) 提出先

日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局
（八王子市経済産業部日本遺産推進課内）

Mail japan-heritage-soto@city.hachioji.tokyo.jp

(4) 回答送付日及び方法

令和 8 年（2026 年）8 月 10 日（月）電子メールによる。

なお、質問及び回答の内容は、質問者を伏せた形で応募者全員に共有する。

9 参加申込

本件への参加希望者は、次のとおり参加申込みを行うこと。

(1) 提出期限

令和 8 年（2026 年）8 月 12 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メールにより行うこと。件名を【参加申込】『桑都の杜』を核とした桑都文化体験によるインバウンド誘客事業』実施支援業務委託とし、

本文に、応募者名と応募者の企業情報等を記載すること。

(3) 提出先

日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局
（八王子市経済産業部日本遺産推進課内）

Mail japan-heritage-soto@city.hachioji.tokyo.jp

10 参考資料の提供

参考資料として、日本博事務局に提出した申請様式の一部を提供する。提供を希望する場合は、上記アドレス宛に電子メールで申し出ること。

1 1 企画提案

仕様概要書により業務委託の内容を確認のうえ、「日本博による地域固有文化コンテンツ創出補助事業」及び本事業の趣旨、目的に沿った企画提案を行うこと。

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出資料（様式は問いません。）

① 企画提案書（応募者名を記載しないこと）

7「参加資格」を満たしていることを証する情報（地域資源を活用した商品の造成・販売及びインバウンド誘客に関する専門性、本件と同一または類似業務の受託実績）、仕様概要書を踏まえた提案内容、事業実施体制、スケジュール、見積額等

② 見積書

イ 提出期限

令和 8 年（2026 年）8 月 18 日（火）午後 5 時必着

ウ 提出方法

電子データ（PDF を原則とする）で提出すること。

※ファイル転送サービス等を利用した提出も可とする。

エ 提出先

日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局

（八王子市経済産業部日本遺産推進課内）

Mail japan-heritage-soto@city.hachioji.tokyo.jp

(2) 留意事項

ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、本事業における受託予定者の選定以外の目的では使用しないものとする。

ウ 企画提案書等の提出後、当協議会の判断により補足資料の提出を求めることがある。

エ 企画提案書等の提出は、1 者につき 1 案のみとする。

1 2 企画提案書等の審査

(1) プレゼンテーションの実施

ア 実施日

令和 8 年（2026 年）8 月 24 日（月）（詳細は参加者に別途連絡する。）

イ 場所

八王子市保健所会議室

〒192-0046 八王子市明神町三丁目 19 番 2 号

東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟 5 階

ウ 留意事項

①プレゼンテーションは非公開とし、傍聴はできない。

②プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出した企画提案書のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。また、プレゼンテーション時の追加資料は認めない。

- ③出席者は4人以内とし、時間は20分程度（説明10分、質疑10分）とする。
- ④審査は参加者名を非表示で行うため、企画提案書に応募者名を記載することやプレゼンテーションにおいて名乗ることはできない。
- ⑤プレゼンテーションを欠席した場合は辞退したとみなす。

1.3 受託予定者の選定

(1) 選定方法

当協議会において、企画提案書等を審査し、最高得点を得た企画提案を行った一人を「受託予定者」として選定する。

なお、最高得点であっても、評価項目の中で著しく評価の低い項目がある場合には、受託予定者として選定しないことがある。また、最高得点が満点の半分に満たない場合には、「受託予定者なし」とすることがある。

(2) 審査方法

次の項目、着眼点により行う。

項目	着眼点
事業への理解度	日本博及び本事業の趣旨、目的を理解しているか
事業実施体制等	業務遂行に十分な体制がとられているか
	地域資源を活用したツアー、体験プログラム等の造成・販売及びインバウンド誘客に関する専門性を有しているか
	無理のない効果的なスケジュールが想定されているか
提案力	本事業の実現可能性や効果を高めるための提案がなされているか
	仕様概要書に定めのない事項等について独自の提案がなされているか
資料体裁能力	口頭補足を前提とせず、提案書がわかりやすくまとめられているか
熱意、意欲	本事業に対する意欲、熱意は感じられるか
見積額	効率的な見積額になっているか

(3) 選定結果の通知

全応募者に対し、個々の選定結果を令和8年（2026年）8月28日（金）（予定）に通知する。

1.4 受託予定者選定後の手続き

(1) 協議

受託予定者となった者と当協議会において、実施事項の細目等について協議を実

施する。協議にあたっては、日本博及び本事業の趣旨・目的を踏まえ、受託予定者が提出した企画提案書等の主旨を尊重しつつ、事業実施の方法・事業費等について修正を求めることがある。

なお、受託予定者との協議が整わない場合は、契約を締結しないことがある。この場合、選定結果で次点となった応募者を受託予定者とし、事業実施の細目等について協議を実施する。

(2) 契約の締結

14 (1)「協議」が整った後、当協議会は受託予定者と委託契約を締結する。なお、契約にあたっては、14 (1)「協議」の結果に基づき仕様を決定するため、改めて見積書の提出を求める。

15 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の著作権は応募者に帰属するが、当協議会は業務遂行上必要な場合において、企画提案書等の内容を無償で利用できるものとする。
- (2) 提出期限後の提出書類の差し替えは認めない。また、提出書類は返却しない。
- (3) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。また、契約締結に係る費用は受託者の負担とする。
- (4) 提出書類受付後に応募を辞退する場合は、その旨書面にて提出すること。

『桑都の杜』を核とした桑都文化体験によるインバウンド誘客事業」
実施支援業務委託 仕様概要書

1 業務名称

『桑都の杜』を核とした桑都文化体験によるインバウンド誘客事業」
実施支援業務委託（以下、「本業務」という。）

2 本業務の目的

日本遺産「桑都物語」推進協議会（以下、「当協議会」という。）が実施する『桑都の杜』を核とした桑都文化体験によるインバウンド誘客事業」（以下、「本事業」という。）において、受託者が、その専門的知見及び関係機関・事業者等とのネットワークを活用し、商品企画、モニターツアーの実施、進行管理等の業務を担うことにより、当該事業の効果的かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

参考 1

『桑都の杜』を核とした桑都文化体験によるインバウンド誘客事業」において
造成するコンテンツは以下①②をセットとした商品とする。

①令和 8 年 10 月に開業する複合施設「桑都の杜」に整備される「歴史・郷土ミュージアム」における「学び」と総檜造りの本格的和式舞台「杜の舞台」での伝統芸能の「体験」（例：車人形、芸妓など）

②付加価値となる文化体験

- ・芸妓お座敷、酒蔵見学、織物などの体験
- ・織物、和食などの消費

参考 2

上記の商品造成は 3 か年計画で行い、本業務は令和 8 年度分の業務を発注するものである。

令和 8 年度：戦略策定

- ・文化資源の整理、連携構築 ・戦略、戦術の立案 ・モニターツアー
- ・戦略、戦術の確立

令和 9 年度：商品造成

- ・事業戦略を踏まえた詳細設計 ・多言語解説等の仕組整備
- ・DMC、OTA等による販売開始

令和 10 年度：販路拡大

- ・定期的なツアー実施 ・プロモーション ・商品のブラッシュアップ
- ・販売チャネルの拡大

3 業務内容

令和8年度は、コンテンツの造成・磨き上げを行う期間と位置付け、文化資源の整理、関係者との連携構築、事業化に向けた検証を行い、事業の戦略・戦術を確立することをゴールとし、以下の業務を委託する。

(1) 連携構築及び戦略策定

地域の伝統芸能などの文化資源について棚卸及び保有者へのヒアリングによる意向確認を行うなど、プロジェクトの実施に必要な関係者間の連携を構築するとともに、誘客を図るターゲットを詳細に特定し、ニーズやペインを起点に、競合との差別化や地域の強みを踏まえた事業戦略を立案すること。

(2) 商品企画

伝統芸能の体験と、付加価値となる飲食・買い物などを組み合わせた商品案を企画するとともに、3か年の具体的なアクションプランを策定すること。

(3) モニターツアー

ターゲット設定やニーズへの適合など、戦略の蓋然性を明らかにするとともに、文化保有者の機運醸成を目的に、モニターツアーを実施し、その結果を踏まえ、戦略を修正すること。

(4) その他の施策

(1)(2)(3)に規定する取組を補完する、またはそれ以外の施策について、本業務の目的を踏まえて必要に応じて提案を行い、実施すること。

4 企画提案、業務の進行管理及び関係者間の連携

- (1) 業務の目的を踏まえ、効果的な企画提案を行うこと。なお、本仕様概要書に定める業務内容以外に関する企画提案も妨げない。
- (2) 業務を円滑に遂行するため、各取組のスケジュールを予め設計するとともに、適切な進行管理を行うこと。
- (3) 本事業は、当協議会の構成団体及び事務局、文化資源の保有者など、多様な主体がそれぞれの強みを発揮して連携する事業である。これらの関係者と密に情報共有と調整を行うこと。

以上